

記 番 号	要則安品本部第7号-35
制 定	2000年 4月18日
最終改正	2017年 9月29日
施 行	2017年 9月29日
主管部署	品質保証部 品質管理G

水平展開検討会運営要則

日本原燃株式会社

安全・品質本部

改正来歴					
記番号	改正年月日	改正概要	承認 (決裁)	審査 (起案)	作成 (起案者)
要則安技 第7号	2000年4月18日	新規制定(名称:不適合情報管理要則)	—	—	—
要則安技 第7号—1	2000年6月22日	各事業所で発生した不適合情報の取扱いの手順として見直し、併せて、名称を「不適合情報取扱要則」とした。	—	—	—
要則安技室 第4号	2001年7月26日	組織改正(事業部制移行)に伴い、組織名称を見直した。	—	—	—
要則安技室 第4号—1	2001年10月9日	不適合情報の取り扱いに関し、「原子力安全情報対応要則」との関連を記載した。	—	—	—
要則安技室 第4号—2	2004年3月29日	「不適合情報取扱要則」の内容を全社的な不適合管理の手順として見直し、併せて、名称を「不適合管理要則」とした。	—	—	—
要則品証室 第4号	2004年5月31日	組織改正(品質保証室の設置)による見直し。	—	—	—
要則品証室 第4号—1	2004年12月22日	更に確実に事業部・室間の水平展開がなされるよう、適用範囲、処置フローを見直すとともに、事業部・室間水平展開検討会を新たに設置した。	—	—	—
要則品証室 第4号—2	2005年9月7日	当該部署以外の部署へ影響する是正処置に関する管理について追加した。	—	—	—

改 正 来 歴					
記番号	改正年月日	改 正 概 要	承認 (決裁)	審査 (起案)	作成 (起案者)
要則品証室 第4号-3	2006年5月16日	第5条 事業部・室間水平展開検討会の副主査の要件に安全技術グループ副部長を追加。 表1 再処理事業部の構成部署を品質管理部品質管理課のみとし、合わせてとりまとめ部署とした。 別紙「ニューシアへのトラブル情報の掲載要則」名称を実態と合わせた。			
要則品証室 第4号-4	2006年6月28日	燃料製造部を燃料製造事業準備室に変更した。			
(以降、稟議規程改正に伴い様式変更)					
記番号	改正年月日	改 正 概 要	承認 (決裁)	審査 (起案)	作成 (立案)
要則品証室 第4号-5	2006年8月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・ P2 第4条(5) 検討会事前準備に関する記載追加 ・ P3 表1中、濃縮事業部に関する記載変更 ・ P5 別紙 検討会事前準備に関する記載追加 			
要則品証室 第4号-6	2007年7月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人事異動に伴う役職名の変更 			
要則品証室 第4号-7	2009年2月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・ P1 第2条 全社をあげて取り組む必要がある案件の扱いを明確化 ・ P2 第5条(1) 副主査を取りやめに伴う見直し 			
要則品証室 第4号-8	2010年1月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水平展開検討会事務局案の検討フローを図-2として追加。 ・ 上記フローを追加したことに伴う図番等の見直し 			

記番号	改正年月日	改正概要	承認 (決裁)	審査 (起案)	作成 (立案)
要則品証室 第4号-9	2010年5月27日	<ul style="list-style-type: none"> 事故故障等に係る予防処置実施状況の報告フローを追加。 上記フローを追加したことに伴う図番等の見直し 			
要則品証室 第4号-10	2010年10月27日	<ul style="list-style-type: none"> 組織名称変更(燃料製造事業準備室→燃料製造事業部)に伴う見直し 			
要則品証室 第4号-11	2011年2月14日	<ul style="list-style-type: none"> 図-1、3 記載の適正化 図-2 予防処置状況報告方法変更に伴う全面見直し 			
要則品証室 第4号-12	2011年4月20日	<ul style="list-style-type: none"> 業務管理室輸送管理部を適用範囲に追加 事業部・室間水平展開検討会構成部署に業務管理室輸送管理部輸送管理グループを追加 			
要則品証室 第4号-13	2011年10月13日	<ul style="list-style-type: none"> 再処理事業部内の組織改正に伴う組織名称見直し 			
要則品証室 第4号-14	2012年1月24日	<ul style="list-style-type: none"> 全般 記載の適正化 第3条 関連文書追加 			
要則品証室 第4号-15	2012年4月4日	<ul style="list-style-type: none"> 規定内容に合わせて、名称を「不適合等管理要則」から「事業部・室間水平展開検討会運営要則」とした。 			
要則品証室 第4号-16	2012年5月28日	<ul style="list-style-type: none"> 品質保証規程の改正により条項の削除 			
要則品証室 第4号-17	2012年12月21日	<ul style="list-style-type: none"> 全般 記載の適正化 第7条 緊急に調査依頼する場合の実施方法を追加 			

記番号	改正年月日	改正概要	承認 (決裁)	審査 (起案)	作成 (立案)
要則品証室 第4号-18	2013年4月26日	・ 第8条 検討した事例の周知の状況や処置状況を管理する方法を明確化			
要則品証室 第4号-19	2013年6月19日	・ 組織改正に伴う見直し ・ 原子力安全推進協会からの調査依頼の扱いを追加			
要則品証室 第4号-20	2013年12月17日	・ 関連する文書の変更に伴う見直し ・ 品質保証計画書の読み替えを附則に規定			
要則品証室 第4号-21	2014年2月10日	・ 再処理事業所再処理施設保安規定(規程第49号-23)および濃縮・埋設事業所加工施設保安規定(規程第30号-35)の申請に伴う保安規定の規程番号の変更			
要則品証室 第4号-22	2014年6月13日	・ 組織改正に伴う見直し(安全技術室→安全本部)			
要則品証室 第4号-23	2015年3月25日	・ 再処理事業所再処理施設保安規定(規程第49号-24)の申請に伴う保安規定の規程番号の変更 ・ 保安規定の規程番号について記載の適正化			
要則品証室 第4号-24	2015年6月30日	・ 濃縮・埋設事業所加工施設保安規定(規程第30号-36)の認可に伴う保安規定の規程番号の変更			

記番号	改正年月日	改正概要	承認 (決裁)	審査 (起案)	作成 (立案)
要則品証室 第4号-25	2015年8月 19日	・濃縮・埋設事業所加工施設保安規定(規程第30号-37)の認可に伴う保安規定の規程番号の変更			
要則品証室 第4号-26	2015年8月 28日	・第2条 記載の適正化 ・第6条 検討会で確認する事項および実施する内容について明確化 ・図-1 記載の適正化			
要則品証室 第4号-27	2015年10月 20日	・第1条 記載の適正化 ・第3条 関連文書修正 ・第5条 安全本部の構成部署変更に伴う修正、記載の適正化 ・第9条 原子力安全推進協会からの調査依頼の処置に関する記述を削除			
要則品証室 第4号-28	2016年3月 7日	・濃縮・埋設事業所加工施設保安規定(規程第30号-38)の認可に伴う保安規定の規程番号の変更			
要則品証室 第4号-29	2016年3月 31日	・濃縮・埋設事業所加工施設保安規定(規程第30号-39)および再処理事業所再処理施設保安規定(規程第49号-25)の認可に伴う保安規定の改正番号の変更			
要則安品本部 第7号-30	2016年6月 23日	・組織改正に伴う見直し ・文書名称見直し(「事業部・室間水平展開検討会運営要則」⇒「水平展開検討会運営要則」)			
要則安品本部 第7号-31	2016年8月 29日	・図-2 予防処置実施状況報告書の作成フロー見直し			

記番号	改正年月日	改正概要	承認 (決裁)	審査 (起案)	作成 (立案)
要則安品本部第7号—32	2016年11月8日	<ul style="list-style-type: none"> 第2条(適用範囲) 適用範囲に「監査室」を追加。 「通報連絡基準のA, B, C情報」および「通報・連絡の漏れ、遅れ」を削除。 			
要則安品本部第7号—33	2017年2月13日	<ul style="list-style-type: none"> 第5条、第10条 組織改正に伴う見直し 			
要則安品本部第7号—34	2017年7月6日	<ul style="list-style-type: none"> 第2条、第3条、第5条 適用範囲に地域・業務本部輸送管理部を追加することに伴う見直し 			
(以降、安全・品質本部 文書管理要領改正に伴い様式変更)					
改正番号	改正年月日	改正概要	承認 (決裁)	審査 (起案)	作成 (立案)
35	2017年9月29日	<ul style="list-style-type: none"> 第1条、第2条 目的、適用範囲において不適合および重要な情報を水平展開する旨明記 第3条 関連文書追加 第6条 重大な水平展開事象が発生した場合の対応を規定 第7条 検討会の機能および役割を規定 第8条 検討会の取扱事項として安全情報検討WGが扱っていた事項を取り入れ 図-1 情報入手から水平展開までのフローに全面見直し その他 記載の適正化 			

<目 次>

第1条	目 的	1
第2条	適用範囲	1
第3条	関連文書	1
第4条	定義	1
第5条	構成および運営	1
第6条	重大な事象の水平展開	2
第7条	検討会の機能・役割	2
第8条	検討会の取扱事項	3
第9条	処置状況の管理	4
第10条	記録	4
第11条	連絡・調整	4
様式-1	水平展開検討会 処置状況表（記載例）	5
図-1	情報入手から水平展開までの基本フロー	6
図-2	事故故障等に係る予防処置実施状況の作成フロー	7
図-3	事務局が行う水平展開要否案作成の検討フロー	8
参考	事故故障等に係る予防処置実施状況の報告について（指示）	9

(目的)

第1条 本要則は、全社品質保証計画書および安全・品質本部全社品質保証計画書運用要則に基づき、不適合および国内外で発生した事故・トラブル等の重要な情報を共有し、当社設備やプロセスへの反映要否を調査・検討することによって安全性を向上させることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本要則は、監査室、安全・品質本部、地域・業務本部輸送管理部、濃縮事業部、埋設事業部、再処理事業部、燃料製造事業部（以下、「室、各本部・事業部」という。）で扱う不適合および国内外で発生した事故・トラブル等の重要な情報の収集、共有、調査（要否検討を含む）等の水平展開業務に適用する。

(関連文書)

第3条 本要則に関連する主な文書は以下のとおり。

- ・全社品質保証計画書
- ・安全・品質本部全社品質保証計画書運用要則
- ・品質・保安会議規程
- ・監査室 不適合管理要領
- ・安全・品質本部 不適合管理要領
- ・輸送管理部 不適合管理細則
- ・濃縮事業部 不適合等管理要領
- ・埋設事業部 不適合管理実施要領
- ・埋設事業部 予防処置実施要領
- ・再処理事業部 不適合等管理要領
- ・燃料製造事業部 不適合管理要領
- ・事故故障等に係る予防処置実施状況の報告について（指示）

経済産業省原子力安全・保安院 NISA-134a-10-5

(定義)

第4条 本要則における用語の定義は、「JIS Q9000:2006 品質マネジメントシステム—基本及び用語」に従うものとする。

(構成および運営)

第5条 安全・品質本部長は、水平展開に係る検討等を行うため、以下のとおり水平展開検討会（以下、「検討会」という。）を設置する。

- (1) 検討会の主査は品質保証部長が行う。主査が不在の場合は、代行を指名する。

- (2) 事務局は、安全・品質本部品質保証部品質管理グループが行う。
- (3) 検討会の構成は表1に示すとおりとする。
- (4) 主査が必要と認めた場合には、構成部署以外の者を出席させることができる。
- (5) 検討会は、原則として次の頻度で実施する。
 - a. 2回/月
 - b. 主査が必要と認めた都度

表1. 検討会構成部署

事業部・本部の名称	構成部署
安全・品質本部	安全・品質本部 品質保証部 品質管理グループ
地域・業務本部	輸送管理部 輸送管理グループ
濃縮事業部	安全管理部 品質保証課
埋設事業部	安全管理部 品質保証課
再処理事業部	品質保証部 品質保証課
燃料製造事業部	燃料製造計画部 品質保証グループ

(重大な事象の水平展開)

第6条 安全・品質本部長は、保安上重大な事象（INES レベル2以上に相当すると考えられる事象等）で、全社大での水平展開が必要だと判断した場合、社長に報告するとともに、安全・品質本部および各事業部の役割を明確にした計画書を策定し、全社的に取り組む体制を構築する。

検討体制には安全担当副社長等の経営層の参画に加え、リスクの抽出の観点から各事業部の専門的知識を有するメンバーを参画させ、全社の観点からリスクの洗い出しを実施した上で対応を検討する。計画および実施結果は、品質・保安会議で審議する。

<検討会と別に検討体制の構築等が必要と判断される例>

2017年6月 JAEA 大洗研究センター燃料研究棟における核燃料物質の飛散に伴う作業員の汚染事故に対し、当社施設の特徴（リスク）を踏まえると汚染事故の発生防止に係る検討に加え、発生防止を超えた範囲（汚染事故に伴い発生する化学物質の影響、それに対する訓練の実施など）の検討が必要と判断

(検討会の機能・役割)

第7条 本検討会は、不適合および国内外で発生した事故・トラブル等の重要な情報について、迅速かつ円滑に水平展開を図るため、(1)～(3)の機能を持つ。(1)～(3)における事務局および検討会の役割は以下のとおり。

- (1) 情報入手

事務局は、1回/週以上の頻度で以下の情報を収集する。

- ・ 室、各本部・事業部で発生した不適合の情報
- ・ 「原子力施設情報公開ライブラリー（ニューシア）」のトラブル情報等に掲載されたもののうち、トラブル情報、保全品質情報で水平展開の検討「要」に該当する情報
- ・ 原子力規制委員会のホームページ（「原子力規制委員会関連」、「技術情報検討会」、「事故・トラブル情報」）に掲載されたもののうち、国内外で発生した事故・トラブル等の情報、保安検査の実施状況で保安規定違反の情報
- ・ 加工メーカー等のホームページ（原子燃料工業、三菱原子燃料、グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン、日本原子力研究開発機構）に掲載されたもののうち、事故・トラブル等の情報
- ・ 上記のほか、室、各本部・事業部で入手した国内外で発生した事故・トラブル等の情報

（2）情報共有

事務局は、入手した情報について、検討会で情報共有を図る。緊急性を有するものは、電子メール等により、速やかに情報共有を図る。

（3）水平展開

検討会は入手した各種情報に対する同様事象調査や原因を踏まえた調査の必要性について検討する。なお、室、各本部・事業部が独自に必要なと判断して行った各種調査結果については原則として検討会で情報を共有する。

情報入手から水平展開までの基本フローを図-1に示す。

原子炉等規制法第62条の3に基づき、2010年4月16日以降に原子力規制委員会に報告があった事故故障等に係る予防処置については、図-2の「事故故障等に係る予防処置実施状況の作成フロー」に従って管理する。

水平展開要否案作成において事務局が行う検討事項（考え方）を図-3にフローとして示す。

なお、本要則適用外の部署に対する是正処置の実施を必要とする場合は、事務局が調整を行う。

（検討会の取扱事項）

第8条 検討会の取扱事項は以下とし、（2）、（3）については、原則として1回/月取り扱う。

- （1）室、各本部・事業部で発生した不適合に係る事項
- （2）国内外からの事故・トラブルに係る事項（原子力安全推進協会からの調査依頼や提言、電気事業連合会からの調査依頼を含む）

- (3) 人的過誤が直接原因で発生した不適合の発生状況等に関する事項
- (4) 水平展開の仕組みに関する事項
- (5) その他構成員が必要と判断した事項

(処置状況の管理)

第9条 事務局は、各施設を所管する事業部における周知や予防処置要否判断のための調査の状況について、各事業部からの報告を受け、様式一1により管理し、検討会へ報告する。

(記録)

第10条 事務局は、検討会の議事録および検討会資料を5年間維持する。

(連絡・調整)

第11条 本要則で規定する事項のうち、安全・品質本部に係る事項については、安全・品質本部 品質保証部 品質管理グループが室、各本部・事業部内外の連絡、調整にあたる。各事業部・本部に係る事項については、表1に示す部署が室、各本部・事業部内外の連絡、調整にあたる。

水平展開検討会 処置状況表 (記載例)

番号	件名	情報提供日	処置状況			備考
			(施設名を記入する)	△△施設	××施設	
n	(件名および発生した部署や事業者など、必要な情報を簡潔に記入する) : 緊急性のある案件にはその旨が分かるように表示する)	(事例検討した日付を記入する)	<上段:各事業部等の周知予定または実績日を記入> <中段:予防処置実施判断のための調査の要否、予防処置実施状況報告書の要否などを記入> ①調査要/不要、②予防処置実施状況報告書要(調査要)、③予防処置要 (遅延している場合は、番号+当初の完了予定日を記入) <下段:中段で要とした事項の完了予定日または実績日を記入> ①調査完了予定日または実績日、②予防処置実施状況報告書完了予定日または実績日、 ③予防処置完了予定日または実績日			
n+1			(以下は件名、情報提供日および処置状況の記載例)			
n+2	〇〇〇〇の△△△△について :〇〇〇〇(株)△△△△施設	20XX/〇/〇 ○	周知 20XX/〇/〇〇 調査要	周知 20XX/〇/〇〇 不要	周知 20XX/〇/〇〇 不要	
n+3	【緊急】 〇〇〇〇の△△△△について :〇〇〇〇(株)△△△△発電所	20XX/〇/〇 ○	周知 20XX/〇/〇〇 報告書要	周知 20XX/〇/〇〇 報告書要	周知 20XX/〇/〇〇 済 20XX/〇/〇〇	
n+4	〇〇〇〇の△△△△について :〇〇〇〇(株)△△△△施設	20XX/〇/〇 ○	20XX/〇/〇〇 予定 周知 20XX/〇/〇〇 調査要	20XX/〇/〇〇 完了 周知 20XX/〇/〇〇 調査要	20XX/〇/〇〇 完了 周知 20XX/〇/〇〇 調査要	
n+5	〇〇〇〇の△△△△について :〇〇〇〇(株)△△△△発電所	20XX/〇/〇 ○	周知 20XX/〇/〇〇 不要	周知 20XX/〇/〇〇 予定 周知 20XX/〇/〇〇 予定 不要	周知 20XX/〇/〇〇 予定 周知 20XX/〇/〇〇 不要	

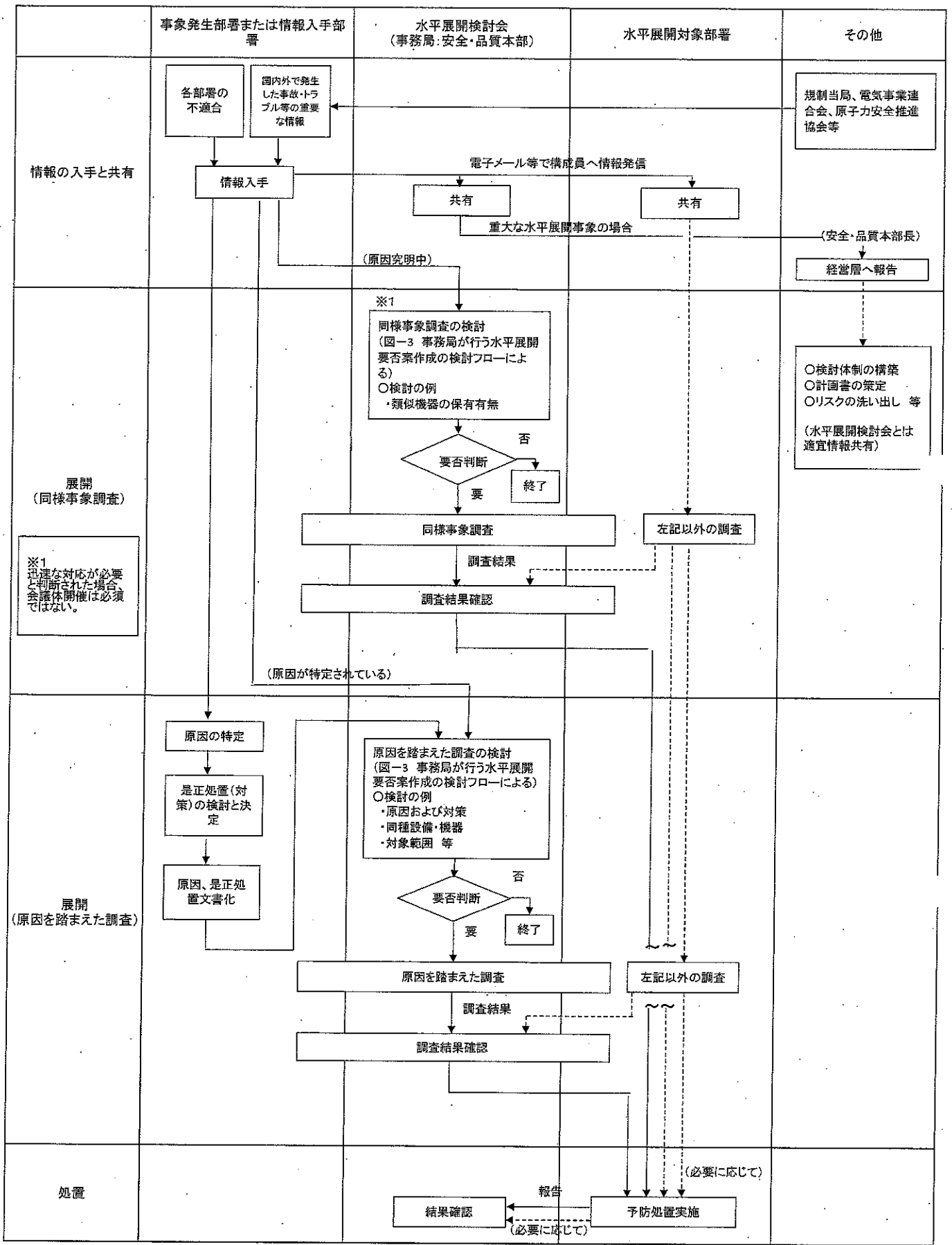


図-1 情報入手から水平展開までの基本フロー

凡例:
 ———→ 原則実施
 - - - - -→ 必要に応じて実施

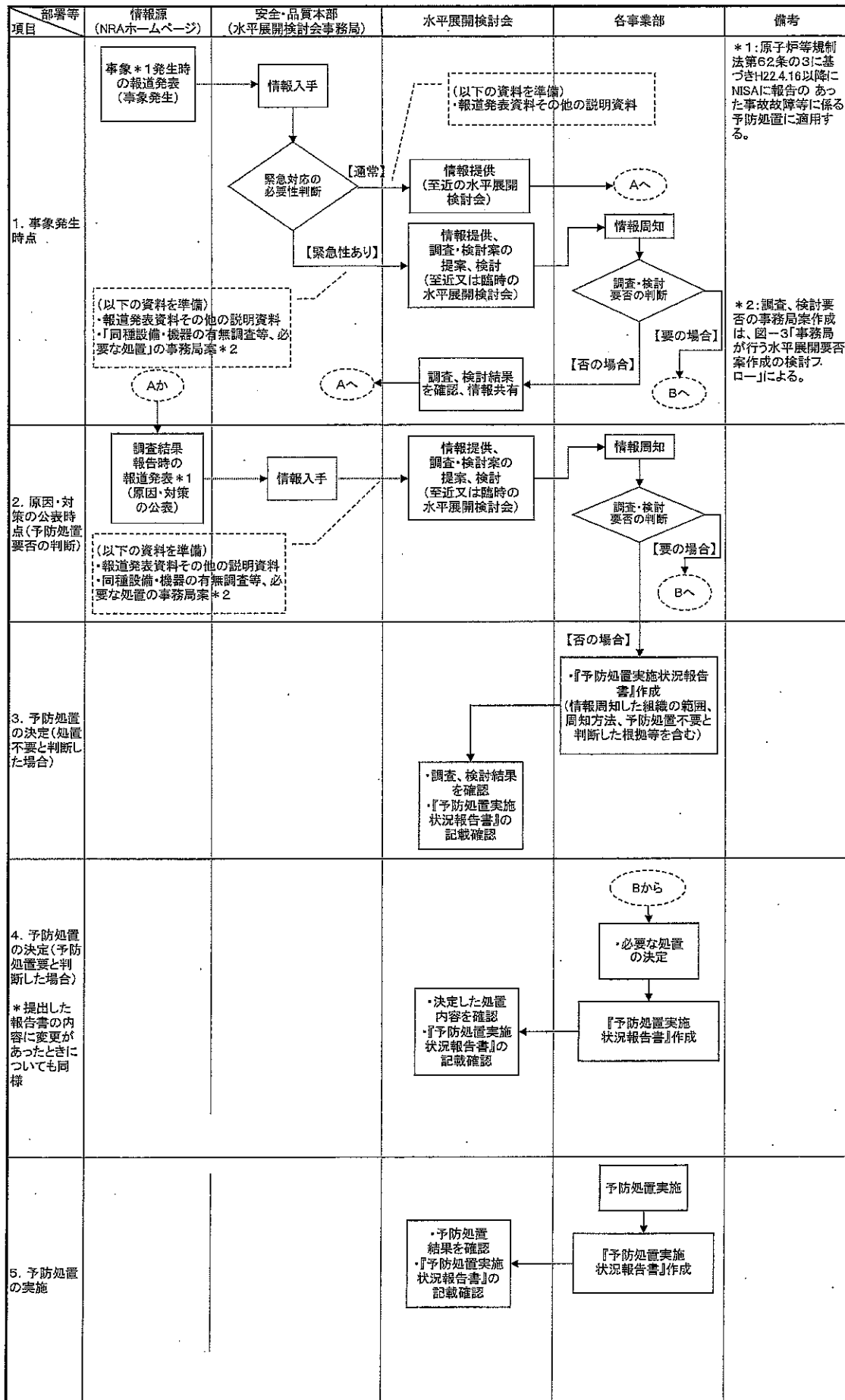
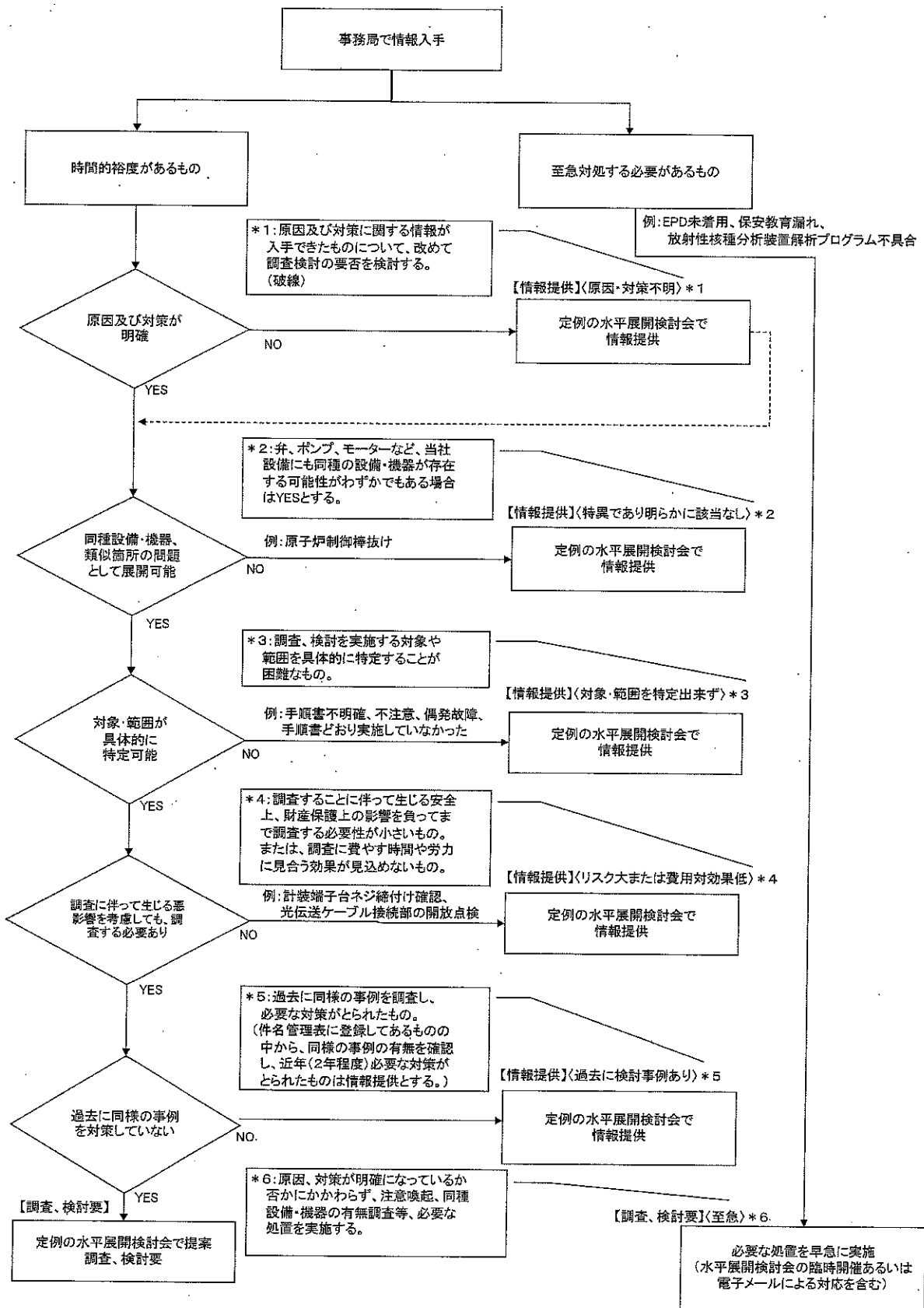


図-2 事故故障等に係る予防処置実施状況の作成フロー



図一三 事務局が行う水平展開要否案作成の検討フロー

経済産業省

平成22-03-31 原院第2号

平成22年4月16日

事故故障等に係る予防処置実施状況の報告について（指示）

経済産業省原子力安全・保安院

NISA-134a-10-5

原子力安全・保安院（以下「当院」という。）は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第62条の3に基づき当院に報告のあった事故故障等に関し、他の施設における同種の事故故障等を防止するための予防処置について、保安検査等により確認しているところであるが、その実施状況を的確に把握するため、原子炉設置者、加工事業者、再処理事業者及び廃棄事業者に対し、下記のとおり指示することとする。

なお、本指示は、原子炉等規制法第62条の3に基づき平成22年4月16日以降に当院に報告のあった事故故障等に係る予防処置について適用するものとする。

また、平成12年6月30日付け他プラントにおけるトラブルの水平展開実施状況報告について（12安全管第9号）は、廃止することとし、平成22年4月16日より前に当院に報告のあった事故故障等に係る予防処置については、なお従前の例によることとする。

記

原子炉設置者、加工事業者、再処理事業者及び廃棄事業者は、原子炉等規制法第62条の3に基づき当院に報告のあった他の施設における事故故障等に係る貴施設の予防処置の実施状況について、以下の各時点において、別添の様式に従い各施設ごとに予防処置実施状況報告書を作成し、速やかに担当する統括原子力保安検査官あて報告すること。

1. 予防処置の要否を判断したとき。
2. 1. に基づき対策を実施したとき。
3. 1. 又は2. の内容を変更したとき。

予防処置実施状況報告書
(要否・実施・変更)

平成 年 月 日
工場又は事業所の名称
(施設の名称)

1. 対象となる事故故障等

施設名: _____
発生年月日: _____
事象名: _____

2. 予防処置の実施状況

予防処置 項目	実施 状況	判断又は実 施年月日	実施要否の判断理由・実施状況の概要・変更理由等
(記載例) 1. 事象概 要の情報 周知	◎	○/○/○	(記載例) 各課内勉強会にて情報周知を実施。
2. 設計	○	○/○/○	詳細検討の結果、エルボ部が熱影響範囲にあることが判明したため、対策が必要と判断した。なお、次回定期検査(○年○月)にて実施予定。
3. 管理	×	○/○/○	過去において対策済につき対策不要。

◎：対策実施・終了 ○：実施する計画あり ×：対策不要

(注)

- ・ 本報告は、予防処置について要否を判断したとき、対策を実施したとき及び内容に変更があったときにそれぞれ原子炉設置者、加工事業者、再処理事業者又は廃棄事業者から統括原子力保安検査官に提出する。
- ・ 1. 対象となる事故故障等(施設名、発生年月日、事象名)については、原子力安全・保安院からの事象発生時の報道発表資料のとおり記載すること。
- ・ 「実施する計画あり」の場合、必ず実施時期を明記すること。